

高齢者用肺炎球菌予防接種の説明書

【公費負担による予防接種を受けられる対象の方】

- 1 満65歳の方。
- 2 市内に住所を有する60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方（身体障害者手帳1級の内部機能障害に該当）

- ・上記の方は自己負担金6,000円で受けられます。
- ・ただし、次に該当する方は助成の対象になりません。
 - 過去に23価肺炎球菌ワクチンや20価肺炎球菌ワクチン等を接種したことがあり、65歳時に20価肺炎球菌ワクチンの接種を行う必要がないと認められる方
 - 60歳以上65歳未満や65歳において、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種を受けたことがある方
- ・対象者のうち、生活保護を受けている方は事前に申請すると自己負担金が免除されます。必ず、生活保護受給証明書を持参の上、健康推進課又は各総合支所で免除証明書の交付を受けてから接種してください。（渡波、稲井、荻浜、蛇田支所では申請できません。）
- ・予防接種を受けるときは、マイナ保険証や運転免許証など住所及び年齢が確認できる書類を医療機関に提示してください。上記2に該当する方は、身体障害者手帳（1級）又は医師の診断書（自己負担）を医療機関に提示してください。

【予防接種を受ける前に】

肺炎球菌予防接種について、説明書をよく読んで、よく理解した上で接種してください。

また、予診票に記入された内容は、接種を行う医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

【予防接種の効果】

肺炎は日本の死亡原因の第5位であり、成人の肺炎の約2～3割は、肺炎球菌という細菌により引き起こされるとの報告があります。肺炎球菌には100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される肺炎球菌ワクチンは、そのうち20種類の血清型を対象としたワクチンであり、この20種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症（※）の原因の約5～6割を占めるという研究結果があります。

また、このワクチンは、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症の約3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

【予防接種の副反応】

接種後に注射部位の腫れや、痛み、ときに筋肉痛や頭痛、関節痛等が見られることがあります。気になる症状や体調の変化があらわれたら、医師にご相談ください。

【健康状態や体質によって予防接種を受けられない場合】

1 予防接種を受けることができない方

- (1) 明らかに発熱のある方（37.5℃以上）
- (2) 重篤な急性疾患に罹っている方
- (3) ジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを起こしたことが明らかな方
- (4) その他、医師が不適当な状態と判断した場合

2 予防接種を受ける際、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある方
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある方
- (3) 過去にけいれんを起こしたことがある方
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (5) 肺炎球菌予防接種のワクチンに含まれる成分や、ジフテリアトキソイドに対してアレルギーを起こすおそれのある方
- (6) 血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている方

【予防接種を受けた後の一般的注意事項】

- 1 予防接種後、短時間のうちに体調に異変が起きる場合があります。接種後はすぐ帰らず、医師（医療機関）の指示に従い、30分間は病院で様子をみましょう。
- 2 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありません。また、いつもどおりの生活をして構いませんが、接種当日の激しい運動は控えてください。
- 3 接種した部位が赤くなったり、腫れたり、痛んだり、軽い発熱などが起きることがあります。また、接種した部位の異常反応や体調の変化、更に高熱、けいれん等の異常な症状が生じた場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

【予防接種による健康被害の救済制度】

予防接種法に基づく定期の肺炎球菌予防接種による副反応で、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます（ただし、その健康被害が予防接種によるものかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等の専門家が国の審査会で審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。）。

【長期療養等のために定期接種を受けられなかった方へ】

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった等の特別な事情により、定期の予防接種を受けることができなかつたと認められる場合、その事情がなくなつたと医師が判断した日から1年間は定期接種の対象となります。要件や提出書類がありますのでお問合せください。

＜問合せ先＞ 石巻市保健福祉部健康推進課 予防接種担当

電話 0225-95-1111（内線2427）